

2 1 2 0 秋草学園短期大学履修規程

(目的)

第1条 この規程は、秋草学園短期大学における履修に関する事項を定めることを目的とする。

(履修の方法)

第2条 履修する科目は、各学科の教育課程及びこの規程に従って、各人が決定するものとする。

(卒業要件科目・単位数)

第3条 卒業までに単位を修得しなければならない科目と単位数については、学則別表及び入学年次に学生に配付される学生便覧に掲載する教科履修計画表に定める。

(履修登録)

第4条 履修する授業科目は、登録しなければならない。

2 履修登録を行わない授業科目は、単位を修得することができない。

3 履修登録を行った授業科目は、必ず履修しなければならない。

(履修登録単位数)

第5条 年間の履修登録単位数は、原則として、幼児教育学科第一部については50単位、文化表現学科については50単位、地域保育学科については50単位、幼児教育学科第二部については40単位を超えることができない。ただし、第19条に基づき算出された前年度のGPAが3.00以上である者は、それぞれ定められた単位を超えて履修することができる。

2 幼稚園教諭2種免許状、保育士資格及びその他の資格を取得するために必要となる科目を履修する場合については、前項に定める単位以外で履修することができる。また、再履修する授業科目の単位についても同様に扱う。

(履修年次)

第6条 授業科目は、教科履修計画表に示された履修年次に履修し、その単位を修得しなければならない。ただし、不合格、進級停止、休学等の理由で履修を要する場合は、この限りではない。

2 指定された履修年次に単位を修得できなかった授業科目は、再履修しなければならない。ただし、当該授業科目の再履修によらず、他の授業科目の履修をもって卒業、資格取得の必修要件を満たす場合は、この限りではない。

(他学科の科目履修)

第7条 他学科の科目は、特別に許可されている場合を除いて、履修することができない。

(同一授業科目の重複履修)

第8条 既に単位を修得した科目と同一の授業科目は、重ねて履修することができない。

(履修科目の登録方法及び登録時期)

第9条 履修科目の登録は、毎学期初めの定められた期間に、その学期に履修する授業科目を所定の手続きにより、教務課に届け出ることによって行わなければならない。

い。

(履修登録の訂正、取消、追加及び変更)

第10条 履修登録の訂正、取消、追加及び変更は、指定された期間に限り認めるものとし、所定の手続きにより、教務課に届け出ることによって行わなければならない。

(試験、単位認定)

第11条 履修した科目の単位の認定は、試験による。

- 2 履修登録を行っていない授業科目は、試験を受けることができない。
- 3 試験の種類は、定期試験及び定期試験以外の方法（レポート、作品、授業時に行う随時の試験、平素の学業成績等）とする。
- 4 単位は、定期試験、定期試験以外の方法又はそれらの組み合わせによって認定される。

(受験欠格事由)

第12条 授業時間数の3分の2以上の出席がない場合は、その科目の試験を受けることができない。授業料等所定の納付金未納の者も同様とする。

(定期試験)

第13条 定期試験は、担当者が指定する科目について、前期又は後期の定められた期間に定期試験時間割に組み入れて行う。

(レポートによる試験)

第14条 レポートによる試験については、担当者の定めた期限までに、担当者の定めた方法により提出しなければならない。

(追試験)

第15条 やむをえない理由により定期試験に欠席した場合は、追試験を願い出ることができる。追試験を受験できる理由、手続き等については、学生便覧に掲載する。

- 2 追試験の受験該当者、実施科目、時間割、試験場等については、掲示をもって発表する。
- 3 追試験を願い出るときは、1科目につき2,000円の受験料を納入しなければならない。

(再試験)

第16条 定期試験を受験し不合格となった場合は、再試験を願い出ることができる。

- 2 再試験の受験該当者、実施科目、時間割、試験場等については、掲示をもって発表する。
- 3 再試験を願い出るときは、1科目につき2,000円の受験料を納入しなければならない。

(受験上の注意事項)

第17条 定期試験、追試験及び再試験は、次の各号に従い、受験するものとする。

- (1) 試験は、指定された日時及び教室で受験しなければならない。
- (2) 試験場では、学生証（追・再試験を受ける者は受験票と学生証）を机上に提示しなければならない。学生証を所持していない場合は、教務課にて仮受験票（当該教科に限り有効）の交付を受けて受験しなければならない。
- (3) 机上には、学生証（追・再試験を受ける者は受験票と学生証）と筆記具以外の

ものは、一切置いてはならない。机の下の棚にも一切ものを置いてはならない。

- (4) 試験場で許可なく物品の貸借をしてはならない。
- (5) 受験に当たっては、すべて監督者の指示に従わなければならない。
- (6) 原則として、試験開始後 30 分以上遅刻した場合は、受験できない。
- (7) 原則として、試験開始後 30 分間は試験場を出ることができない。
- (8) 受験者は、必ず答案を提出しなければならない。氏名及び学籍番号を記入していない答案は、無効とすることがある。

(成績評価)

第 18 条 授業科目の成績評価は、S、A、B、C、F の 5 段階で行い、S、A、B、C を合格、F を不合格とする。

2 成績評価の基準及び 100 点法の目安は、以下のとおりとする。

評価	S	A	B	C	F
100 点法の目安	100～90	89～80	79～70	69～60	59 以下
評価基準	特に優秀な成績	優秀な成績	求める合格基準となる成績	合格と認められる最低の成績	不合格

- 3 追試験の採点は、最高点を 90 点とする。
- 4 再試験の評価は、C または F をもってする。
- 5 成績評価の結果、合格した者には単位を与える。
- 6 成績は、履修終了後指定された期間に、教務課から各人に配付する。

(G P A の算出)

第 19 条 前条の規定による成績評価に対し、次の方法で G P A (Grade Point Average) を算出する (小数点以下第三位を四捨五入)。

$$\frac{S \text{ の単位数} \times 4.0 + A \text{ の単位数} \times 3.0 + B \text{ の単位数} \times 2.0 + C \text{ の単位数} \times 1.0}{\text{履修登録単位数 (不合格 F を含む)}}$$

(G P A の活用方法)

第 20 条 前条により算出された G P A は、以下のように活用される。

- (1) 毎年 4 月 1 日現在の G P A ポイントが 3.00 以上の学生は、第 5 条に定める履修上限単位より 4 単位拡大して履修登録することができる。
- (2) 就職試験の際の学校推薦について、G P A ポイントの高い学生が優先される。
- (3) 卒業式の代表学生について、G P A ポイントの高い学生が優先される。
- (4) 各学期の G P A ポイントが 2.00 未満であった学生には、担当者から学修指導を実施する。
- (5) 各学期の G P A ポイントが 1.00 未満であった学生には、退学勧告を行うことができる。

(進級の時期)

第 21 条 進級の時期は、学年の初めとする。

(進級の停止)

第 22 条 次の者は、原則として進級が認められない。

- (1) 幼児教育学科においては、学年末に在学年次の卒業と資格取得に必要な科目の

60%以上が単位未修得となった者。

- (2) 文化表現学科においては、学年末に卒業に必要な科目から 20 単位修得できない者。
- (3) 地域保育学科においては、学年末に在学年次の卒業と資格取得に必要な科目の 60%以上が単位未修得となった者。

(卒業)

第 23 条 学則第 26 条第 1 項に定める要件を満たしたときに、卒業が認められる。

附 則

- 1 この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条及び第 18 条から第 20 条までの規定は、同日以降短期大学の第 1 学年に入学した学生から適用する。
- 2 秋草学園短期大学履修規程（平成 19 年 4 月 1 日施行）は、廃止する。

附 則

この規程は、平成 29 年 12 月 11 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。